

加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業確認指導監査実施要綱

平成30年11月14日

改正 令和6年3月22日

こども部長決定

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第14条、第38条から第40条まで及び第50条から第52条までの規定に基づく、適正な事業実施を確保するために市が事業所に対して行う指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

（指導の目的）

第2条 指導は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）の質の確保並びに施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費等（以下「施設型給付費等」という。）の支給の適正化を図ることを目的とする。

（指導の方針）

第3条 指導により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）に対し、法第33条及び第45条に定める特定教育・保育施設等の設置者及び事業者（以下「設置者等」という。）の責務、「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成26年条例第19号。以下「確認基準」という。）、特定教育・保育等の提供及び施設・事業所（以下「施設等」という。）の運営に関する基準並びに施設型給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るため実施する。

（指導の形態）

第4条 指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

(2) 実地指導

(指導の対象の選定)

第5条 指導は全ての特定教育・保育施設等を対象とし、重点的かつ効率的に実施する観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導は、新たに確認を受けた特定教育・保育施設等については、概ね1年以内に実施するほか、その後の制度改正、施設型給付費等の請求の実態、過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容が生じたときに、当該指導すべき内容に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定する。

(2) 実地指導の選定基準

実地指導は、全ての特定教育・保育施設等を対象に、実地において定期的かつ計画的に実施するほか、指導改善状況に応じて、対象となる特定教育・保育施設等を選定する。なお、標準的な実施の周期は、特定教育・保育施設は2年に1回、特定地域型保育事業は1年に1回とする。ただし、特定教育・保育施設のうち、市が設置した施設は4年に1回とする。

(指導の方法等)

第6条 指導の方法等は次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の対象となる特定教育・保育施設等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により当該特定教育・保育施設等の設置者等に通知する。

イ 実施方法

集団指導は、特定教育・保育等の提供、施設の運営に関する基準、施設型給付費等の請求の方法、制度改正の内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。ただし、やむを得ない事情により集団指導に欠席した特定教育・保育施設等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努め

るとともに、直近の機会に改めて集団指導の対象に選定する。

(2) 実地指導

ア 実施通知

実地指導を実施するときは、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により当該特定教育・保育施設等に通知する。

イ 実施方法

実地指導は確認基準等の遵守状況を確認するために必要となる関係書類の閲覧、関係者との面談等により行う。

ウ 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

エ 改善報告書の提出

実地指導の結果通知により指摘した事項に係る改善報告書の提出を、通知した日から60日以内に求めるものとする。

(監査への変更)

第7条 実地指導中に次に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、次条以下に規定するところにより、直ちに監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校

就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 施設型給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合

(監査の目的)

第8条 監査は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適正化を図ることを目的とする。

(監査の方針)

第9条 監査により、特定教育・保育施設等について、第12条に規定する行政上の措置に相当する違反の疑いがあると認められる場合又は施設型給付費等の請求について不正若しくは著しい不当（以下「違反疑義等」という。）が疑われる場合におい

て、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講じる。

(監査対象の選定)

第10条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に行う。ただし、特に第3号及び第4号の情報に基づく場合には、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、事前通告なく監査を行う。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限る。）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す設置者等に係る情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第14条第1項の規定に基づき行った実地指導において、特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

(3) 重大事故に関する情報

死亡事故等の重大事故の発生又は児童の生命・心身・財産への重大な被害が生じるおそれに関する情報

(4) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる情報

(監査の方法等)

第11条 監査の方法等は、次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により設置者等に対して通知する。ただし、実地指導中において、監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合は、この限りではない。

(2) 実施方法

前条に規定する監査対象の選定基準を踏まえ、特定教育・保育施設等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は市の職員に関係者に対して質問させ、若しくは特定教育・保育施設等その他特

定教育・保育施設等の運営に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

(3) 結果通知

監査の結果、次条第1項第1号に定める勧告に至らない軽微な改善を要すると認められる事項がある場合は、後日、文書によって指導内容の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

監査の結果通知により指導した事項に係る改善報告書の提出を、通知した日から60日以内に求めるものとする。

(行政上の措置)

第12条 違反疑義等が認められた場合には、次のとおり、法第39条及び第51条（勧告、命令等）、法第40条及び第52条（確認の取消し等）の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

設置者等に法第39条第1項及び第51条第1項に定める確認基準違反等が認められた場合、当該設置者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告することができる。当該設置者等は、勧告を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(2) 命令

設置者等が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該設置者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設等に係る認可等を行った都道府県知事等に通知しなければならない。当該設置者等は、命令を受けた場合は、期限内に文書により改善報告書を提出するものとする。

(3) 確認の取消し等

確認基準違反等の内容が、法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設等に係る確認を取り消し、

又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。確認の取消し等をしたときは、遅滞なく、当該設置者等の名称等を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

（聴聞等）

第13条 監査の結果、当該設置者等に対して命令又は確認の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）を行おうとする場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない（同条第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。）。

（不正利得の徴収）

第14条 勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合において、当該取消し等の基礎となった事実が法第12条に定める偽りその他不正の手段により施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について、同条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行う。

2 前項に加え、命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等について不正利得の徴収として返還金の徴収を求める際には、原則として、法第12条第2項の規定により、当該特定教育・保育施設等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるようにする。

（重大事故が発生した特定教育・保育施設等に係る留意点）

第15条 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証の結果を踏まえた再発防止策についての当該施設等における対応状況等を確認する。

2 特定教育・保育施設等における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合、検証の結果については、今後の指導等に反映させる。

（改善報告の提出方法）

第16条 特定教育・保育施設等は、第6条の（2）のエ、第11条の（4）、第12条の（1）及び（2）の規定に基づく改善報告が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの。)で作成されている場合、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法。次項において同じ。）で提出することができる。

- 2 前項の規定により改善報告の提出が電磁的方法によって行われたときは、当該改善報告の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に必要な事項はこども部長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。